（生活の拠点を形成するために必要な事業）

第八条　法第三十五条第二項第三号ハの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

二　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

三　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

四　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

五　法第三十五条第二項第二号に掲げる事業、同項第三号イ及びロに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

六　その他内閣総理大臣が定める事業

（生活拠点形成事業計画の添付書類）

第九条　法第三十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画を提出しようとする福島県等（以下同じ。）は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　避難元市町村（法第三十四条第一項に規定する避難元市町村をいう。次号において同じ。）の住民の避難の状況を示す書類

二　避難先市町村（法第三十五条第一項に規定する避難先市町村をいう。）が法第三十五条第二項第二号に規定する公営住宅の整備又は管理に関する事業を実施しようとする場合においては、避難元市町村の同意を得たことを証する書類

（生活拠点形成交付金の配分計画の作成）

第十条　内閣総理大臣は、福島県等から、法第三十六条第一項の規定により生活拠点形成交付金事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第十一条　生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「交付担当大臣」という。）が行う。

2　福島県等は、交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3　交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4　前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第十二条　福島県等は、生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

第三条（見出しを含む。）中「第十八条」を「第二十六条」に改め、同条第一項中「別記様式第二」を「別記様式第三」に改め、同条第三項中「別記様式第三」を「別記様式第四」に改め、同条第四項中「別記様式第四」を「別記様式第五」に改め、同条第七項中「別記様式第六」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条　法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

一　相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業

二　先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業

三　避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業

四　原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第四条　法第二十条第一項の認定を受けようとする個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一　申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

二　申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三　法第二十条第三項各号に掲げる避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の基準に適合する旨の別記様式第二の二による宣言書

四　前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項の申請に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

別記様式第十二中「（第６条関係）」を「（第14条関係）」に、「第39条第１項」を「第52条第１項」に改め、同様式を別記様式第十七とする。

別記様式第十一中「（第５条関係）」を「（第13条関係）」に、「第38条第１項」を「第51条第１項」に改め、同様式を別記様式第十六とする。

別記様式第十中「（第４条関係）」を「（第６条第４項」を「第６条第４項」に、「第19条」を「第27条」に改め、同様式を第十一とし、同様式の次に次の四様式を加える。

別記様式第12（第７条関係）

確認申請書

年　月　日

福島県知事　殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名　　印

福島復興再生特別措置法第28条に規定する確認を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1．個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

2．平成23年３月11日における個人事業者又は法人の事業所の所在地（避難指示の対象となった区域内に限る。）

3．個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事業所の所在地

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。